

徳島県告示第百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年三月十三日次の事務を一般財団法人地域総合整備財団に委託した。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年九月六日制定）第一条に規定する地域総合整備資金に係る償還金の徴収の事務